高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金審査要領

（目的）

第１条　この要領は、高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金の交付に係る審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審査の手順）

第２条　審査は、交付要綱別記第１号様式及び添付された参考資料に基づき行うものとする。

２　交付要綱第６条第１項に規定する審査会は、原則として、同要綱第３条第１号に規定する拠点会場磨き上げ事業のうち、１拠点施設あたりの補助金額に応じ、次のとおりとする。

（１）5,000 万円を超える場合　高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金外部審査会（以下「外部審査会」という。）

（２）1,000 万円以上 5,000 万円以下の場合　高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金内部審査会（以下「内部審査会」という。）

３　交付要綱第３条第２号に規定する観光クラスター推進事業については、前項の拠点会場磨き上げ事業の審査に併せて審査するものとし、観光クラスター推進事業のみを実施する場合は、審査会による審査を要しないものとする。

４　前２項の規定にかかわらず、知事が認める場合は、審査会による審査を省略することができる。

５　審査に当たっては、補助事業者及び事業実施主体等による事業説明並びに審査員との質疑応答を行うものとする。

６　事業の評価は、評価項目ごとに、１点から４点までの４段階評価によるものとする。

（審査員）

第３条　審査会の審査員は、高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金審査会設置要領（以下「設置要領」という。）で定めるものとする。

（審査員の評価）

第４条　審査の採択基準及び判断基準は、別表第１によるものとし、審査員は、別表第２又は別表第３の評価表により、採択申請のあった事業ごとに評価を行うものとする。

２　審査員は、１点と評価した項目にあっては、原則として、理由欄に意見を付するものとする。

３　欠席する審査員は、あらかじめ評価表を事務局に提出するものとし、当該評価表は、総合評価の際の参考資料とする。

（審査会の総合評価）

第５条　審査会の総合評価は、別表第４又は別表第５の評価集計表を基に、審査員の合議により行う。

（雑則）

第６条　この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。また、内部審査会の委員長が必要と認める場合においては、設置要領第４条で定める審査員で構成される外部審査会を開催できる。外部審査会を開催した場合には、外部審査会の委員長は、審査会終了後速やかに、審査の結果を別紙様式により知事に提出するものとする。

附　則

この要領は、令和８年 11 月４日から施行する。

別表第１

審査の採択基準及び判断基準

１　外部審査会

<table>
<tr><th>区分</th><th>採　択　基　準</th><th>判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">共通</td><td>事業計画が適切なものであること</td><td rowspan="4">全ての評価項目において、合議による評価点数が２点以上であること</td></tr>
<tr><td>事業実施体制が整っていること</td></tr>
<tr><td>継続性があること</td></tr>
<tr><td>拠点会場磨き上げ事業</td><td>拠点会場の要件を満たしていること</td></tr>
<tr><td>観光クラスター推進事業</td><td>地域への周遊促進・消費拡大につながる事業計画となっていること</td></tr>
</table>

２　内部審査会

<table>
<tr><th>区分</th><th>採　択　基　準</th><th>判　断　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">共通</td><td>事業計画が適切なものであること</td><td rowspan="4">全ての評価項目において、合議による評価点数が２点以上であること</td></tr>
<tr><td>事業実施体制が整っていること</td></tr>
<tr><td>継続性があること</td></tr>
<tr><td>拠点会場磨き上げ事業</td><td>拠点会場の要件を満たしていること</td></tr>
<tr><td>観光クラスター推進事業</td><td>地域への周遊促進・消費拡大につながる事業計画となっていること</td></tr>
</table>